

公立大学法人大阪物品等一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人大阪(以下「法人」という。)が行う物品等の一般競争入札において、関係業者の入札参加意欲及び受注意欲を反映するとともに、談合根絶・不祥事防止を目指し、さらなる客観性・競争性、公平性、透明性の向上を図るため、公立大学法人大阪会計規程第43条の規定に基づく一般競争入札を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(実施対象)

第2条 対象とする売買、工事(ただし、大阪府立大学建設工事事後審査型条件付き一般競争入札(郵便方式)実施要綱及び大阪府立大学測量・建設コンサルタント等業務事後審査型条件付き一般競争入札(郵便方式)実施要綱で規定する入札は除く。)、貸借、請負その他の契約に係る入札案件は、予定価格が250万円(外部資金による財産の買入れは1,000万円)以上の契約とする。ただし、公立大学法人大阪理事長(以下「理事長」という。)が必要と認めるものを除く。

(入札案件の公告及びその方法)

第3条 理事長は、入札に関する情報を公告する。

2 前項の公告の方法は、理事長がインターネットの利用により入札説明書を掲載することにより行う。ただし、天災その他やむを得ない事情でインターネットの利用によることができないときは、法人の掲示板に掲示してその掲載に代えることができる。

(公告する事項)

第4条 入札案件の公告する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 入札案件名
- (2) 入札参加者の必要な資格
- (3) 入札執行の日時及び場所
- (4) 入札に付する事項
- (5) 入札参加申請期限
- (6) 入札参加申請書類の提出場所及び契約条項を示す場所
- (7) 入札保証金に関する事項
- (8) 入札の無効に関する事項
- (9) 技術審査資料の提出日及び場所(届出が必要な場合のみ)
- (10) 物品等の仕様
- (11) 前各号に掲げるもののほか、入札について必要な事項

(入札の参加)

第5条 法人の物品等一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)に参加しようとする者は、入札参加申請をしなければならない。

(入札参加申請の要件)

第6条 一般競争入札の参加申請を行える者の要件は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 一般競争入札の参加申請の日において、公立大学法人大阪入札参加停止要綱(以下「停止要綱」という。)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札の参加申請の日において、大阪府物品・委託役務関係入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置若しくは大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。又は大阪府若しくは大阪市の同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (3) 一般競争入札の参加申請の日において、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当しない者であること。
- (4) 理事長が、あらかじめ又は入札案件ごとに定める参加資格要件を満たすこと。

(入札参加申請の方法)

第7条 一般競争入札の参加申請の方法は、公立大学法人大阪ホームページから一般競争入札参加申請書(様式 第1号)をダウンロードし、必要事項を記載し、第4条により公告する日時までに提出場所へ持参することにより行う。

2 前項により入札参加申請した者が、入札参加申請の取消しを行なう場合は、入札参加辞退(申請取下げ)届(様式 第5号)を一般競争入札参加申請書を提出した場所まで持参することにより行うことができる。なお、入札参加申請の取消しができる期間は、入札参加申請の日から入札日までとする。

(入札参加資格の確認通知)

第8条 理事長は、第5条による入札参加申請をした者が第6条の入札参加申請の要件を具備しているかを確認し、当該要件を具備している者に入札参加資格確認通知書を発行する。なお、当該要件を具備していない者には、参加できない理由を付して通知するものとする。

(入札参加の要件)

第9条 一般競争入札に参加する者の要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前条の入札参加資格確認通知書を受けた者であること。
- (2) 一般競争入札の参加申請を完了した日から落札決定の日までの期間に、停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

- (3) 一般競争入札の参加申請を完了した日から落札決定の日までの期間に、大阪府物品・委託役務関係入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置又は大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 一般競争入札の参加申請を完了した日から落札決定の日までの期間に、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当しない者であること。

(入札説明書及び仕様書に対する質問)

第10条 入札参加資格確認通知書を受けた者は、指定された期間内に入札説明書及び仕様書に対する質問書(様式 第2号)を提出することができる。

- 2 仕様書に対する質問書は、案件ごとに提出するものとする。なお、提出方法は一般競争入札参加申請書を提出した場所へ持参又は電送によるものとする。
- 3 前項の質問書の提出があった場合は、その質問を取りまとめて回答することとし、入札参加資格確認通知書を受けた者全者に通知する。

(技術審査資料の提出及び審査)

第11条 公告した入札案件において、技術審査資料の届出が必要な場合は、技術審査資料届出書(様式 第6号)を第4条により公告する日時及び場所に提出しなければならない。なお、技術審査資料を前述の日時及び場所に提出しない者は当該入札案件への参加資格を失うものとする。

- 2 前項において提出された技術審査資料は、第4条により公告した仕様を満たしているか否かを審査し、判定結果を通知する。その際、採用し得ないと判定のあった者は、当該入札案件への参加資格を失うものとする。
- 3 提出された技術審査資料に不足又は不明瞭なものがある場合は、別途定める期日までに追加資料を求める場合がある。なお、これに応じない場合又は指定した期日までに提出しない者は当該入札案件への参加資格を失うものとする。

(入札方法)

第12条 入札は公立大学法人大阪一般競争入札心得に基づき実施する。

- 2 前項に規定する一般競争入札心得の定め以外に必要な事項を定める必要があるときは、第4条により公告する事項において明らかにするものとする。

(入札保証金)

第13条 入札保証金は、公立大学法人大阪契約事務取扱規程第4条により見積もる金額の100分の2以上とする。ただし同規程第5条に該当する場合は免除とする。

(入札参加資格の取り消し等)

第14条 一般競争入札参加申請書に虚偽の記載をした者は、公告した入札案件への参加資

格を取り消すものとする。また、一般競争入札参加申請書に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

2 前項において、入札参加資格の取消しを受けた者又は無効の入札を行った者は、停止要綱に基づき指名停止を行う場合がある。

(入札参加申請書等における費用負担)

第 15 条 一般競争入札参加申請書、入札書の作成並びに提出に要する費用及び仕様書、入札書等の取得に要する費用等は、申請者又は閲覧者の負担とする。

(入札結果の公表)

第 16 条 入札結果の公表に関する基準については、別に定める。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱の定めにより難しいときは、入札案件ごとに定めることができる。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。